

令和3年度 第1回 入間市いじめ問題対策連絡協議会

日 時 令和3年10月11日(月)
午前10時～11時
場 所 入間市役所 503会議室

- 1 開会
- 2 委嘱状交付(新任の方のみ)
- 3 教育長あいさつ
- 4 委員自己紹介及び事務局職員紹介
- 5 副会長の選出
- 6 議事
 - (1) 入間市いじめ問題対策連絡協議会について(資料1)
 - (2) 入間市いじめ防止基本方針について(資料2)
 - (3) 入間市のいじめの現状について(資料3)
- 7 その他
- 8 閉会

いじめの定義(いじめ防止対策推進法 第2条)

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(4) 入間市のいじめの対策について(資料4)

(5) その他(資料5)